

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
3	1	1 <u>「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」は、登記事項証明書等とする。</u>	1 代理人によるときは、「【商標登録出願人】」の「【代表者】」の欄及び印は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
5	2	2 <u>通常の商標登録出願に変更するときは、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」と記載する。</u>	
	3	3 <u>3 団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」と、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。</u>	2 団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」の欄を「団体商標登録願」とし、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。
	4	4 <u>4 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。</u>	
	5	5 <u>5 (略)</u>	3 (略)
	6	6 <u>6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで並びに様式第4の備考1及び3と同様とする。</u>	4 その他は、様式第2の備考並びに様式第4の備考1及び3と同様とする。
6	1	1 <u>1 団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。</u>	1 団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」を「団体商標登録願」とする。防護標章登録出願へ変更するときは、「【書類名】」を「防護標章登録願」とし、「【特記事項】」の欄の「商標法第12条第1項の規定による商標登録出願」を「商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする商標】」とする。

			<p>する標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を設けて、当該登録番号を記載する。</p>
2	2	<p><u>地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。</u></p>	
3	3	<p><u>防護標章登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「防護標章登録願」と記載し、「【特記事項】」の欄の「商標法第12条第1項の規定による商標登録出願」を「商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を設けて、当該登録番号を記載する。</u></p>	
4	4	<p><u>その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで、様式第4の備考1及び3並びに様式5の備考5と同様とする。</u></p>	2
9	3	<p><u>3 団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。</u></p>	3
	4	<p><u>4 地域団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。</u></p>	
	5	<p><u>5</u></p>	4
	6	<p><u>6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2備考1から4まで、様式第4の備考3並びに様式第5の備考5と同様とする。</u></p>	5
11	17	<p><u>17 その他は、様式第2の備考1から4まで、13、15、17、22から25まで、28、30及び34から38まで、様式第3の備考1、様式第3の2の備考2から4まで並びに様式第4の備考3と同様とする。</u></p>	17



商標登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
6	14	<p>14 商標法施行規則第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、<u>国</u>以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 <u>国</u>以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。</p> <p>15 商標法施行規則第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。</p>	<p>14 商標法施行規則第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により<u>国等</u>と<u>国等</u>以外の者の共有に係る権利であつて、<u>国等</u>以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 <u>国等</u>以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。</p> <p>15 商標法施行規則第22条第11項において準用する意匠法施行規則第20条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。</p>
7	7	<p>7 <u>第17条第2項</u>において準用する特許登録令施行規則第10条の2第1項の規定により申請と届出を一の書面でするときは、商標法施行規則様式第11により作成した書面によるものとする。</p>	<p>7 <u>第16条第2項</u>において準用する特許登録令施行規則第10条の2第1項の規定により申請と届出を一の書面でするときは、商標法施行規則様式第11により作成した書面によるものとする。</p>

特例法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
6	8	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号 (弁理士) 氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、<u>地域団体商標の商標登録出願</u>又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、<u>地域団体商標の商標登録出願</u>又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 <u>すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願</u>又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、<u>団体商標の商標登録出願</u>又は<u>地域団体商標の商標登録出願</u>への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項</p>	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号 (弁理士) 氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は<u>団体商標の商標登録出願</u>への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項</p>

又は実用新案法第 8 条第 1 項の規定による優先権の主張及びその取下げ

1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の 2 第 1 項の規定による特許出願及び出願の取下げ

1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ

1 すべての特許出願に関する出願公開の請求

1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ

1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求

1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ

1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ

1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ

1 上記手続に関する復代理人の選任

住所（居所）

氏名（名称）



又は実用新案法第 8 条第 1 項の規定による優先権の主張及びその取下げ

1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の 2 第 1 項の規定による特許出願及び出願の取下げ

1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ

1 すべての特許出願に関する出願公開の請求

1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ

1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求

1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ

1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ

1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ

1 上記手続に関する復代理人の選任

住所（居所）

氏名（名称）

